

# 山口県報

平成22年  
3月31日  
(水曜日)

## 目次

規則  
山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一  
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………五  
山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則(財政課)……………五  
雑報  
山口宇部有料道路に係る料金(割引率)の変更……………六



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第十四号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第六号又中「第十六条」を「第十七条」に、「及び介護休暇」を「介護休暇及び時間外勤務代替休暇」に改め、同号ネ中「又は介護休暇」を「介護休暇又は時間外勤務代替休暇」に改め、同条中第九号の二から第十号の三までを削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条中第二号及び第三号を削り、第四号を第一号とする。

第十三条第二項第一号中「防府県税事務所及び」を削り、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十七条第一号ト中「第十六条」を「第十七条」に、「及び介護休暇」を「介護休暇及び時間外勤務代替休暇」に改め、同号力中「又は第十八条第一項」を「第十八条第一項又は第十八条の二」に、「又は介護休暇」を「介護休暇又は時間外勤務代替休暇」に改め、同号タ中「又は介護休暇」を「介護休暇又は時間外勤務代替休暇」に改める。

第二十八条第一号中「昭和四十八年法律第百五号」の下に「。以下この号において「法」という。」を加え、同号イ中「動物の愛護及び管理に関する法律」を「法」に改め、同号に次のように加える。

口 法第三十八条第一項の規定に基づき、動物愛護推進員を委嘱すること。

第三十一条第一項第六号中「施行規則」の下に「と、汚染土壌処理業に関する省令(平成二十一年環境省令第十号)を「省令」を加え、同号イ中「第三条第一項」を「第三条第一項本文」に、「ハ」を「(3)」に改め、同号イを同号(1)とし、同号ロを同号(2)とし、同号ハを同号(3)とし、同号ニ中「イ」を「(1)」に改め、同号中ニを(4)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 法第三条第四項の規定による(2)の確認を受けた者からの当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとする旨の届出を受けること。

(6) 法第三条第五項の規定に基づき、(2)の確認を取り消すこと。

(7) 法第四条第一項の規定による土地の形質の変更をしようとする者からの当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項の届出を受けること。

(8) 法第四条第二項の規定に基づき、土地の所有者等に対し、汚染の状況について指定調査機関に調査させてその結果を報告すべきことを命ずること。

第三十一条第一項第六号水中「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「環境大臣が指定する者」を「指定調査機関」に改め、同号中ホを(9)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 法第七条第一項本文の規定に基づき、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示すること。

(11) 法第七条第一項ただし書の規定に基づき、土地の所有者等以外の者の行為によつて土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかなる場合であつて、その行為をした者に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときに、その行為をした者に対し、汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示す

ること。

(12) 法第七条第四項の規定に基づき、(10)又は(11)の指示を受けた者に対し、指示措置等を講ずべきことを命ずること。

第三十一条第一項第六号へ中「第九条第一項」を「第十二条第一項」に、「指定区域内」を「形質変更時要届出区域内」に改め、同号へを同号(13)とし、同号ト中「第九条第二項」を「第十二条第二項」に、「指定区域内」を「形質変更時要届出区域内」に改め、同号トを同号(14)とし、同号チ中「第九条第三項」を「第十二条第三項」に、「指定区域内」を「形質変更時要届出区域内」に改め、同号チを同号(15)とし、同号リ中「第九条第四項」を「第十二条第四項」に、「へ」を「(13)」に改め、同号中リを(16)とし、(16)の次に次のように加える。

(17) 法第十四条第一項の規定による土地の所有者等からの法第六条第一項又は法第十一条第一項に基づく指定の申請を受け、知事に進達すること。

(18) 法第十四条第四項の規定に基づき、(17)の申請をした者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は所属職員に、当該土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させること(環境生活部環境政策課長と共管)。

(19) 法第十六条第一項の規定に基づき、特定有害物質による汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると認めること。

(20) 法第十六条第一項の規定による要措置区域等内の土地の土壤を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者からの同項各号に掲げる事項の届出を受けること。

(21) 法第十六条第二項の規定による(20)の届出をした者からの当該届出に係る事項の変更の届出を受けること。

(22) 法第十六条第三項の規定による非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤を要措置区域等外へ搬出した者からのその届出を受けること。

(23) 法第十六条第四項の規定に基づき、(20)又は(21)の届出をした者に対し、同項各号に定める措置を講ずべきことを命ずること。

(24) 法第十九条の規定に基づき、同条各号に定める者に対し、汚染土壤の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

(25) 法第二十条第六項の規定による管理票交付者からの委託に係る汚染土壤の運搬又は処理の状況を把握した結果の届出を受けること。

(26) 法第二十一条第一項の規定による汚染土壤の処理を業として行おうとする者からの許可の申請を受け、知事に進達すること。

(27) 法第二十一条第四項の規定による汚染土壤の処理を業として行おうとする者からの許可の更新の申請を受け、知事に進達すること。

(28) 法第二十一条第九項の規定による汚染土壤処理業者からの汚染土壤処理施設に

おいて破損その他の事故が発生し、当該汚染土壤処理施設において処理する汚染土壤又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散した旨の届出を受けること。

(29) 法第二十三条第一項の規定による汚染土壤処理業者からの法第二十一条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更の許可の申請を受け、知事に進達すること。

(30) 法第二十三条第三項の規定による汚染土壤処理業者からの同条第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をした旨又は法第二十一条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつた旨の届出を受け、知事に進達すること。

(31) 法第二十三条第四項の規定による汚染土壤処理業者からの汚染土壤の処理の事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は休止した当該汚染土壤の処理の事業を再開しようとする旨の届出を受け、知事に進達すること。

第三十一条第一項第六号又中「第二十九条第一項」を「第五十四条第一項」に、「指定区域内」を「要措置区域等内」に改め、同号中又を(32)とし、(32)の次に次のように加える。

(33) 法第五十四条第三項の規定に基づき、汚染土壤を要措置区域等外へ搬出した者又は汚染土壤の運搬を行った者に対し、報告を求め、又は所属職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壤の積卸しを行う場所その他の場所若しくは自動車等に立ち入り、当該汚染土壤の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること(環境生活部環境政策課長と共管)。

(34) 法第五十四条第四項の規定に基づき、汚染土壤処理業者又は汚染土壤処理業者であつた者に対し、報告を求め、又は所属職員に、汚染土壤処理業者若しくは汚染土壤処理業者であつた者の事務所、汚染土壤処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させること(環境生活部環境政策課長と共管)。

第三十一条第一項第六号ル中「第三十条」を「第五十五条」に、「二、ホ又はリ」を「(4)、(8)、(9)、(12)又は(16)」に改め、同号ルを同号(35)とし、同号ヲ中「第一条第二項ただし書」を「第一条第一項ただし書」に、「イ」を「(1)」に改め、同号中ヲを(36)とし、(36)の次に次のように加える。

(37) 施行規則第三条第三項の規定に基づき、特定有害物質の種類を調査実施者に通知すること。

(38) 施行規則第二十一条の規定に基づき、(2)の確認を取り消した旨を土地の所有者等に通知すること。

(39) 施行規則第四十三条第一号口（施行規則第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地表から一定の深さまでに帯水層がない旨の確認をすること。

(40) 施行規則第四十三条第二号（施行規則第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であつて、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。

(41) 施行規則第四十三条第三号（施行規則第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同号イからトまでのいずれかに該当する要措置区域内における土地の形質の変更であつて、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。

(42) 施行規則第四十四条第一項（施行規則第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による(39)の確認を受けようとする者からの申請を受けること。

第三十一条第一項第六号ウ中「第十二条第三項」を「第四十四条第四項（施行規則第五十条第二項において準用する場合を含む。）に、「口」を「(39)に、「土地の利用状況」を「地下水位及び帯水層の深さ」に、「付すること」を「付すこと」に改め、同号ワを同号(43)とし、同号力中「第十二条第五項」を「第四十四条第五項（施行規則第五十条第二項において準用する場合を含む。）に、「口」を「(39)に、「土地の所有者等」を「当該確認を受けた者」に改め、同号中力を(44)とし、(44)の次に次のように加える。

(45) 施行規則第四十五条第一項（施行規則第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による(40)の確認を受けようとする者からの申請を受けること。

(46) 施行規則第四十六条第一項（施行規則第五十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による(41)の確認を受けようとする者からの申請を受けること。

(47) 施行規則第六十条第一項の規定による(19)の認定を受けようとする者からの申請を受けること。

(48) 施行規則別表第六の一の項口の規定に基づき、同項イの測定の結果の報告を受けること。

(49) 施行規則別表第六の四の項第一号二の規定に基づき、同号八の測定の結果の報告を受けること。

(50) 施行規則別表第六の四の項第二号八の規定に基づき、同号口の測定の結果の報告を受けること。

(51) 省令第五条第十五号ただし書の規定に基づき、地下水の水質が地下水基準に一年間継続して適合している旨の確認をすること。

(52) 省令第五条第十六号口の規定に基づき、一年間継続して同号イの規定に従つて

大気有害物質を排出している旨の確認をすること。

(53) 省令第十三条第三項の規定による汚染土壌処理業者からの同項各号に掲げる措置を講じた結果の報告を受け、知事に進達すること。

(54) 省令第十四条第二項の規定による許可証の交付を受けた者からの許可証の書換え又は再交付の申請を受け、知事に進達すること。

(55) 省令第十四条第四項の規定による許可証の交付を受けた者からの許可証の返納を受け、知事に進達すること。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除

第五十三条の二第一号ト中「第十六条」を「第十七条」に、「及び介護休暇」を「介護休暇及び時間外勤務代替休暇」に改め、同号力中「又は第十八条第一項」を「第十八条第一項又は第十八条の二」に、「又は介護休暇」を「介護休暇又は時間外勤務代替休暇」に改め、同号タ中「又は介護休暇」を「介護休暇又は時間外勤務代替休暇」に改める。

第五十四条第八項第三号を次のように改める。

三 独立行政法人住宅金融支援機構からの委託業務に関する事務

この号において独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）を「法」と、業務委託契約（平成二十年四月一日締結）を「契約」と、建築主事の所管区域等に関する告示（平成二十年山口県告示第三百五号）を「告示」という。

イ 契約第一号第一項第一号に定める法第十三条第一項第五号の規定による資金の貸付けに係る災害復興建築物又は被災建築物の工事で告示に基づき土木事務所勤務する建築主事を取り扱う建築物に係るもの（当該工事に付随する宅地の整備を含む。）の審査（再委託したものを除く。以下この号において同じ。）をすること。

ロ 契約第一号第一項第二号に定める法第十三条第一項第六号の規定による資金の貸付けに係る災害予防代替建築物又は災害予防移転建築物の工事で告示に基づき土木事務所勤務する建築主事を取り扱う建築物に係るものの審査をすること。

第五十四条第九項及び第五十七条中「山口土木建築事務所長」を「防府土木建築事務所長」に改める。

第六十条第一号又中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同号ワ中、「一」を「い」に改める。

第六十二条中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 職員の諸手当に関する事務

この号及び次条第一号において一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）を「職員給与条例」と、住居手当に関する規則（昭和四十九年山口県人事委員会規則第三十二号）を「住居手当規則」と、通勤手当に関する規則（昭和三十三年山口県人事委員会規則第六号）を「通勤手当規則」と、単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年山口県人事委員会規則第一号）を「単身赴任手当規則」という。

イ 職員給与条例第九条第一項に規定する扶養手当に係る院長及び職員の扶養親族を認定すること。

ロ 住居手当規則第八条第一項及び第十一条の規定に基づき、職員の住居の実情を確認すること。

ハ 住居手当規則第八条第一項の規定に基づき、院長及び職員の住居手当の月額を決定し、又は改定すること。

ニ 住居手当規則第九条の規定に基づき、家賃に相当する額を算定すること。

ホ 住居手当規則第十二条ただし書の規定に基づき、給料の支給日以外の日に住居手当を支給することを決定すること。

ヘ 通勤手当規則第四条第一項及び第十二条の規定に基づき、職員の通勤の実情を確認すること。

ト 通勤手当規則第四条第一項の規定に基づき、院長及び職員の通勤手当の月額を決定し、又は改定すること。

チ 通勤手当規則第五条の規定に基づき、職員のうち、交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員を認定すること。

リ 通勤手当規則第十三条第一項ただし書の規定に基づき、給料の支給日以外の日に通勤手当を支給することを決定すること。

又 単身赴任手当規則第八条第一項及び第十条第一項の規定に基づき、職員の単身赴任の実情を確認すること。

ル 単身赴任手当規則第八条第一項の規定に基づき、院長及び職員の単身赴任手当の月額を決定し、又は改定すること。

ヲ 単身赴任手当規則第十条第二項の規定に基づき、職員に対し、職員の単身赴任の実情を確認するために必要な書類の提出を求めること。

ワ 単身赴任手当規則第十一条ただし書の規定に基づき、給料の支給日以外の日に単身赴任手当を支給することを決定すること。

二 初任給調整手当の支給台帳の副本を知事に提出すること。

第六十三条中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 職員の諸手当に関する事務

イ 職員給与条例第九条第一項に規定する扶養手当に係る院長及び職員の扶養親族を認定すること。

ロ 住居手当規則第八条第一項及び第十一条の規定に基づき、職員の住居の実情を確認すること。

ハ 住居手当規則第八条第一項の規定に基づき、院長及び職員の住居手当の月額を決定し、又は改定すること。

ニ 住居手当規則第九条の規定に基づき、家賃に相当する額を算定すること。

ホ 住居手当規則第十二条ただし書の規定に基づき、給料の支給日以外の日に住居手当を支給することを決定すること。

ヘ 通勤手当規則第四条第一項及び第十二条の規定に基づき、職員の通勤の実情を確認すること。

ト 通勤手当規則第四条第一項の規定に基づき、院長及び職員の通勤手当の月額を決定し、又は改定すること。

チ 通勤手当規則第五条の規定に基づき、職員のうち、交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員を認定すること。

リ 通勤手当規則第十三条第一項ただし書の規定に基づき、給料の支給日以外の日に通勤手当を支給することを決定すること。

又 単身赴任手当規則第八条第一項及び第十条第一項の規定に基づき、職員の単身赴任の実情を確認すること。

ル 単身赴任手当規則第八条第一項の規定に基づき、院長及び職員の単身赴任手当の月額を決定し、又は改定すること。

ヲ 単身赴任手当規則第十条第二項の規定に基づき、職員に対し、職員の単身赴任の実情を確認するために必要な書類の提出を求めること。

ワ 単身赴任手当規則第十一条ただし書の規定に基づき、給料の支給日以外の日に単身赴任手当を支給することを決定すること。

二 初任給調整手当の支給台帳の副本を知事に提出すること。  
第七十五条の二第二号中「第七条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第六十条第一号及び第七十五条の二第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十二年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第十五号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則（昭和四十五年山口県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記第七十九号様式中「「条例別表第9条の1の2」を「条例別表第9条の1の4」第1項又は第2項と改める。」を「「条例別表第9条の1の4」第1項又は第2項と改める。」に改め、同様式の注2及

び3中「「附則第9条の4の2第10項又は第11項」を「附則第9条の4の4第1項又は第2項」に改める。」  
附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第十六号

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山口県使用料手数料条例施行規則（昭和六十年山口県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして、「（条例別表第一の規定に基づく使用料及び手数料の金額等）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 条例別表第一の9の表の規定に基づき知事が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 授業料又は受講料が平成二十二年三月三十一日までに納入すべきこととされている場合

二 既に高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第 号）第二条第一項に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を卒業した者が高等学校等に在学している場合

三 各年の四月一日において高等学校等（高等学校の通信制の課程を除く。）に在学する期間（再入学をした者にあつては、高等学校等の第一学年に最後に入学した日から起算した期間）が、通算して三十六日以上（定時制の課程に在学し、又は在学していた期間がある者にあつては、四十八日以上）である場合（校長が休学その他正当な理由があると認める場合を除く。）

四 高等学校の通信制の課程に在学している者で既に申込みをした単位数が七十四以上であるものが、新たに単位を修得しようとする場合

五 高等学校の通信制の課程に在学しない者が通信制の課程を履修しようとする場合別表第二の一の項を次のように改める。

一 県立病院	診療料、特別療養料、食料、特別室料、分娩料、健診料、妊産科検査料、新生児検査料、生検料、聴覚検査料、健康診断料、接産料、文書料、下等診療料、総称料 入院患者の金額の計算の仕切り日（毎月末日）から十五日以内、ただし、入院患者が退院する場合にあつては、その退院の日 外来患者の診療料等の徴収の対象となる利用又は事務の終了の時 入院患者の診療料等の徴収の対象となる利用又は事務の終了の時
料駐 車場 使用	当該使用料の徴収の対象となる利用の終了の時

別表第二の十四の項中「入学後五日」の下に「（休業日の日数は、算入しない。）」を加える。

附 則

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日に高等学校の通信制の課程に在学し、引き続き在学する者に対する改正後の山口県使用料手数料条例施行規則第二条の二の規定の適用については、同条第四号中「既に申込みをした単位数」とあるのは、「平成二十一年度以前に修得した単位数と平成二十二年度以後に修得しようとする単位数とを合算した数」とする。



山口宇部有料道路に係る料金（割引率）の変更

平成二十二年四月一日から山口宇部有料道路に係る料金（割引率）を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定により公告します。

平成二十二年三月三十一日

山口県道路公社

理事長 嶋岡正三

次に掲げる自動車（営業用のものを除く。）で、あらかじめ社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に規定する福祉に関する事務所（市町村又は特別区が設置したものに限る。）又は当該福祉に関する事務所を設置してない町村の事務所において、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）又は療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日付け厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知）に定める療育手帳（以下「療育手帳」という。）に当該自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の規定による自動車登録番号又は車両番号その他必要な事項を記載する手続がなされたものについては、現金又はクレジットカード（ETCカード（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号。以下「省令」という。）第四条第一項第一号に規定する識別カードをいう。以下同じ。）を含む。）により納付される料金の割引率を五割以下とする。ただし、ETCシステム（省令第一条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を使用して無線の通信により道路を通行したことを記録して料金を納付する場合には、この割引の適用を受けるためあらかじめETCシステムに車載器（省令第四条第一項第一号に規定する車載器をいう。以下同じ。）及びETCカード（一に掲げる自動車にあつては二に規定する身体障害者の名義で発行されたものに、二に掲げる自動車にあつては二に規定する重度障害者（その者が未成年者である場合は、親権を行う者及び後見人を含む。）の名義で発行されたものに限る。）の情報を登録し、当該車載器及びETCカードを使用したときに限り、この割引を適用する。

一 身体障害者手帳の交付を受けている者（十五歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該保護者を除く。以下「身体障害者」とい

う。）が自ら運転する乗用自動車（道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の用途の欄に「乗用」と記載されている自動車で、乗車定員十人以下のものをいう。）、「貨物自動車（自動車検査証の用途の欄に「貨物」と記載されている自動車で、前後に二列以上の座席が設置され、乗車定員が四人以上十人以下のもの（座席と荷台との間に仕切りがあり、かつ、最大積載量が五百キログラムを超えるものを除く。）をいう。）、「特種用途自動車（自動車検査証の用途の欄に「特種」と、車体の形状の欄に「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」又は「キャンピング車」と記載されている自動車で、乗車定員十人以下のものをいう。）又は総排気量が〇・一二五リットルを超える二輪自動車（以下「乗用自動車等」と総称する。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等をいう。以下同じ。）が所有するもの（割賦販売等に係る契約又は長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合において自動車検査証の使用者の氏名又は名称の欄に当該身体障害者又はその親族等の氏名が記載されているものを含む。）。ただし、身体障害者一人につき一台に限る。

二 身体障害者手帳の交付を受けている者（十五歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該十五歳未満の者）のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる等級（身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の等級をいう。）に該当する障害を有する者（以下「重度身体障害者」という。）若しくは同表の上欄に掲げる障害を二以上有し、かつ、その総合的な障害の程度が重度身体障害者に準ずる者又は療育手帳の交付を受けている者のうち障害の程度が「療育手帳制度の実施について」（昭和四十八年九月二十七日付け発児第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知）の第三の（一）に規定する重度に該当する者（以下「重度障害者」と総称する。）が乗車し、その移動のために当該重度障害者以外の者が運転する乗用自動車等で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの（割賦販売等に係る契約又は長期の賃貸借契約等により自動車を利用してはならない場合において当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの（割賦販売等に係る契約又は長期の賃貸借契約等により自動車を利用してはならない場合において自動車検査証の使用者の氏名又は名称の欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているものを含む。）。ただし、重度障害者一人につき一台に限る。

肝臓機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	小腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害	由 自 不 体 肢		体	下	上	聴覚障害	視覚障害	障害の区分
							乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能(一上肢のみ)運動機能を除く。ある場合(一上肢のみ)運動機能を除く。						
一級 二級 三級 四級	一級 二級 三級 四級	一級 三級 四級	一級 三級	一級 三級 四級	一級 三級 四級	一級 三級 四級	一級 二級 三級	一級 二級	一級 二級 三級	一級 二級 三級の一	一級 二級の二及び二	二級 三級	一級 二級 三級 四級の一	障害の程度

平成二十二年三月三十一日  
印刷発行

発行人  
所

山口県知事  
庁